



令和元年10月1日から消費税率の引き上げに伴い、水道料金と下水道使用料が下表のとおり変わります。

11月検針分（12月請求）から適用となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

水道料金（月額）

用 途	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡増すごとに)
家庭用	5㎡まで	983円	181円
業務用	10㎡まで	2,002円	205円
営農用	60㎡まで	6,600円	92円
浴場用	80㎡まで	7,216円	90円
準公共	使用水量 1㎡につき 205円		
牧場用	使用水量 1㎡につき 92円		
臨時用	使用水量 1㎡につき 338円		
季節用	使用水量 1㎡につき 338円		

水道メーター使用料（月額）

口 径	水道使用者がメーターボックスを	
	設置していない 場合	設置している 場合
13mm	440円	335円
20mm	561円	456円
25mm	583円	478円
40mm	803円	645円
50mm	2,970円	2,813円
75mm	3,337円	3,180円

※休水中でも、メーター使用料はかかります。

下水道使用料（月額）

用 途	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡増すごとに)
家庭用	5㎡まで	894円	165円
業務用	8㎡まで	1,430円	165円

●水道・下水道の使用の手続きについて

次に該当する場合は届け出が必要です。下記担当へご連絡ください。

- ・住宅を新築または引っ越しで水道および下水道の使用を開始する場合
- ・引っ越しにより住宅の水道および下水道の使用を休止する場合
- ・住宅の売買によって住宅の所有者が変わる場合
- ・事業の開始や休止によって用途が変わる場合

●水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書によるお支払いのほか、口座振替がご利用できます。コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申し込み方法

下記金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

■口座振替が利用できる金融機関および口座振替日

金 融 機 関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、 北海道労働金庫本店・各支店、 全国のゆうちょ銀行、 北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、 中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、 標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、 野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日、日曜日、祝日、金融機関の休日の場合は翌営業日に振り替えとなります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に必ず口座残高をご確認ください。
残高不足による未納が3カ月間続いた場合、翌月以降は納入通知書によりお支払いいただきます。

●長期間不在にする等で水道を使用しない場合

事前に休止の届け出をすることで基本料金を削減することができますが、今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道に接続している場合はメーター器が給水管に設置されるため、毎月メーター使用料が請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に1万5千円の費用がかかります。撤去工事を希望される場合は、下記担当までお問い合わせください。

問合せ／管理担当（内線4511～4514）